

## みやざきの神楽国立能楽堂公演開催業務委託に係る審査委員会設置要領

### （設置）

第1条 この要領は、みやざきの神楽国立能楽堂公演開催業務委託企画提案競技に関し、公正かつ適正な審査を実施するために審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （委員会の業務）

第2条 委員会は次に掲げる業務を行う。

- （1）提出された企画提案書について、別に定める審査基準に基づいた内容の審査及び最も優れた企画を提案した者の選定
- （2）その他委員会の目的を達成するための必要な事項

### （委員会の決定等）

第3条 前条の委員会の業務に係る決定等は、委員長及び委員の合議による。

### （組織）

第4条 委員会は、別表第1に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

### （会議）

第5条 委員会の会議は、関係書類の持ち回りにより会議の開催とする。

### （委員の責務）

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、審査等の過程において知り得た情報を公表してはならない。

### 附則

この要領は、令和7年4月30日から施行し、委員会の目的を達したときは、効力を失う。

### 別表第1（第4条関係）

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 委員長 | みやざき文化振興課 課長         |
| 委員  | みやざき文化振興課 課長補佐       |
| 委員  | みやざき文化振興課 主幹（文化振興担当） |
| 委員  | みやざき文化振興課 文化振興担当（2名） |

## 審査基準表

| 審査項目 |            | 審査の視点                                  | 配点 |
|------|------------|----------------------------------------|----|
| 項目 1 | 全体のコンセプト   | 本事業の趣旨を踏まえたコンセプトづくりがされているか。            | 15 |
| 項目 2 | 神話・神楽理解度   | 「みやざきの神楽」への関心を高める、親しみやすい提案になっているか。     | 20 |
| 項目 3 | 企画・内容      | 多くの来場者が集まる企画や内容となっているか。                | 25 |
| 項目 4 | 広報         | 効果的な広報展開ができる提案か。                       | 20 |
| 項目 5 | 業務遂行体制・計画性 | 当該業務を遂行できる業務受託体制・計画的な業務スケジュールが組まれているか。 | 10 |
| 項目 6 | 積算の妥当性     | 経費の積算に無駄がなく妥当であるか。                     | 10 |

### 審査方法

- (1) 審査員は各審査項目について、総合的に審査し、採点する。
- (2) 全ての審査員の点数を合計し、最高点数の業者に決定する。
- (3) 審査の結果、合計点数が同じ場合は、以下の優先順位に従って業者を決定する。
  - ① 最高点（タイを含む）の採点をした審査員数が多い。
  - ② 最高点（タイを含まない）の採点をした審査員数が多い。
  - ③ 審査員が協議の上、業者を決定。
- (4) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×審査員数）の6割に達したときは、最優秀提案者とする。